

# 各種ガイドライン改正(案)の概要



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# ガイドラインの改正(案)の概要

## 1. 新型コロナの影響を踏まえた対応

昨年7月の内閣府通知の内容を反映するとともに、以下の内容等をガイドラインに追記。

- 不可抗力について、感染症等も不可抗力事由に含まれることについて協定等で定めておくこと。  
※対応箇所：【リスク分担ガイドラインニ-6-(1)】【契約ガイドライン2-2-9、6-9】
- 損害等の認定に必要な資料はあらかじめ協議して定めておくこと。
- 独立採算型事業等においては、プロフィット・ロスシェアリングの考え方を取り入れておくこと。  
※対応箇所：【契約ガイドライン2-2-9、3-6、5-3、6-9】【運営権ガイドライン4-1】
- 契約事項のうち軽微な事項について迅速に契約変更できるよう、予め議決により専決処分事項として指定しておくことも考えられること。  
※対応箇所：【プロセスガイドライン5-1】【リスク分担ガイドライン三-6】

## 2. SPC株式等の流動化

計画部会での議論等を踏まえ、以下の内容をガイドラインに追記。

- SPCの株式流動化を進める意義について。
- 事業の継続性・公共性の担保に関する管理者に懸念があること。
- 株式流動化の進め方について、無議決権株式のほか、劣後ローン、劣後社債等の活用を追記。
- 譲渡割合などからみて経営等への影響が小さいと認められる場合には、事業の継続を阻害しないと考えられる。
- 株式譲渡に際して業務受託企業の交代等がなされる場合には、必要な情報の提供等が行われること。
- 株式譲渡の認められる具体的な基準については、必要に応じ、有識者等から意見を聴取しつつ、あらかじめ協議し定めておくことが望ましい旨を追記。  
※対応箇所：【運営権ガイドライン13-1】
- 事業の進捗に応じて株式譲渡を行う可能性がある場合には、あらかじめその旨を管理者に申し出ることを追記。  
※対応箇所：【契約ガイドライン6-2】

## 3. その他

- 公共施設等運営権に加え、指定管理者の指定が行われる場合に、その業務範囲等については運営権と同じ内容で指定されるほか、異なる内容で指定を行うことも可能である旨を追記

※対応箇所：【運営権ガイドライン9-2】 1